

○農林水産委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
72	昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	三、二六	（予） 三、二六 可決 六、二一	（予） 三、二六 可決 六、二九	
61	農業者年金基金法の一部を改正する法律案	衆	三、二九	（予） 五、二三 可決 六、二一	（予） 三、二六 可決 六、二九	
52	果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案	参	三、二五	三、二八 修正 三、二六	（予） 三、二五 可決 四、二七	
48	農業災害補償法の一部を改正する法律案	衆	三、二一	（予） 四、二二 可決 五、三〇	（予） 三、二五 可決 四、二四	
47	農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案	衆	三、二一	（予） 三、二一 可決 四、二三	（予） 三、二一 可決 四、二四	
45	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	衆	三、二六	（予） 三、二六 可決 四、二三	（予） 三、二六 可決 四、二四	
39	農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案 右により「自信農創設特別措置特別会計法」の題名を「農業経営基盤強化措置特別会計法」に改正	衆	三、二九	（予） 三、二九 可決 四、二三	（予） 三、二九 可決 四、二四	
30	繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案	衆	六、二三	（予） 六、二六 可決 六、四三	（予） 六、二四 可決 六、四七	

衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決 議決	備考
11	山村振興法の一部を改正する法律案	福田赳夫君 外 十一名 (六〇、三二九)	六〇、三三三	六〇、三二八	六〇、三三三 (予) 可決	六〇、三三六 (予) 可決	六〇、三三三 (予) 可決	六〇、三二八 (予) 可決
20	地域林業振興法案	島田琢郎君 外 八名 (四二〇)	四二三		四二三 (予) 可決		四二三 (予) 可決	四二三 継続審査
38	鶏卵の需給の安定に関する法律案	島田琢郎君 外 四名 (六一九)	六一三		六一三 (予) 可決		六一三 (予) 可決	六一三 継続審査
39	採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案	津川武一君 外 一名 (六一二)	六一四		六一四 (予) 可決		六一四 (予) 可決	六一四 継続審査

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決 議決	備考
4	地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めるの件	衆議院	六〇、三二八	六〇、三二八 (予) 承認	六〇、五三〇 (予) 承認	六〇、三二八 (予) 承認

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案は、最近における生糸需給の不均衡により、蚕糸砂糖類価格安定事業団に大量の生糸在庫が累積するとともに、同事業団の財政が悪化する等の蚕糸業をめぐる諸情勢にかんがみ、繭及び生糸の価格安定に関する措置の改善を図るとともに、蚕糸砂糖類価格安定事業団における生糸在庫の処理及び損失補てんの円滑化を図るための措置等を講じようとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

一、繭及び生糸の価格安定措置の改善

現行の異常変動防止措置を廃止し、現行の中間安定措置をもととした一定の安定価格帯を設け、その下で事業団が生糸の買入れ、売渡し等を行うことにより需給を調整し、繭糸価格の安定を図ることとする。

二、事業団の在庫生糸の処理の円滑化等

事業団が在庫生糸を長期間にわたつて保有することは、保管経費の増大等により事業団財政の悪化を招き、また

生糸在庫の大量の累積を通じて生糸の市況の圧迫要因となり、本制度の目的達成の阻害要因になるところから、事業団の在庫生糸の処理を期間をかけて計画的に実施するため、一定の期間を超えて事業団が保有する生糸については、農林水産大臣の承認を受けて、時価に悪影響を及ぼさない方法によつて売り渡すことができることとする。また、事業団の制度改正前における在庫生糸及び借入金金の処理については、特別の勘定を設けてこれを整理することとする。

三、蚕糸業振興資金の拡充

異常変動防止措置が廃止され、同措置に係る勘定も廃止されることから、この勘定の積立金相当額の一部である二五億五二百万円を新制度下における蚕糸業振興資金に充てることとする。

四、臨時行政調査会の答申を踏まえ、事業団の理事及び監事の任期を二年（現在三年）とすること等とする。

五、最近における生糸の需給事情及び繭糸価格安定措置に関する改正内容を踏まえ、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の目的規定について所要の改正を行うこととする。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における生糸需給の不均衡、蚕糸砂糖類価格安定事業団における大量の生糸在庫の累積等の蚕糸業をめぐる諸情勢にかんがみ、繭及び生糸の価格の安定に関する措置を改めるとともに、事業団在庫生糸の処理の円滑化を図るための措置、蚕糸業振興資金の拡充等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、蚕糸・絹業団体の代表、学識経験者など五名の参考人を招いてその意見を聴取するとともに、蚕糸業の現状と今後の振興対策、養蚕業の我が国農業における位置づけ、絹の需給不均衡が拡大した要因、生糸・絹織物等の輸入対策、絹の需要増進対策、事業団在庫生糸の処理方針、異常変動防止措置の廃止理由、新制度のもとでの繭糸価格の決定方針など、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、日本共産党の下田委員より、生糸・絹製品品の輸入抑制と、事業団の価格安定機能の強化を図ること

を内容とした修正案が提出されましたが、本修正案は予算を伴うものでありますため、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴しましたところ、佐藤農林水産大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、下田委員から原案に反対の旨の討論があり、順次採決の結果、下田委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各会派の共同提案に係る七項目の附帯決議を全会一致で行いました。

以上、御報告いたします。

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

### 要旨

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農業経営基盤の強化に資するため、次の措置を講じようとするものである。

一、農業改良資金助成法の改正

1 本資金種目を再編拡充して、新たに生産方式改善資金及び経営規模拡大資金を設けること。

2 本資金の貸付事業を行う都道府県に対する政府の助成方法を変更すること。

## 二、自作農創設特別措置特別会計法の改正

1 本特別会計の名称を農業経営基盤強化措置特別会計とするとともに、その経理の対象を農地保全合理化措置及び農業改良資金に係る政府の貸付金の貸付けとすること。

2 本特別会計における剰余金等の財源を有効活用する措置を講ずること。

なお、衆議院において施行期日の「昭和六十年四月一日」を「公布の日」に改める修正がなされている。

## 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法改正案は、農業経営基盤の強化に資するため、農業改良資金制度に新資金を設けるほか、政府の都道府県に対する助

成方式を改めて資金の効率的利用を図るとともに、自作農創設特別措置特別会計制度について農業改良資金制度に関する政府の経理等の追加等の措置を講じようとするものであります。

農林漁業金融公庫法改正案は、農林漁業経営の育成強化及び農林漁業の構造改善を促進しつつ、資金の効率的利用を図るため、資金種類の整理統合、貸付条件の改定等を行うほか、特定農林畜水産物の新規用途の開発等に必要な資金を追加する等の措置を定めようとするものであります。

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法改正案は、農業近代化資金及び漁業近代化資金の貸し付けの限度額を引き上げて、農業者等及び漁業者等に対する施設資金等の融資を円滑にしようとするものであります。

委員会におきましては、三案を一括議題とし、参考人の出席を求めてその意見を聴取するとともに、補助と融資制度のあり方、制度金融の見直しと財政の効率的運用、融資対象者の範囲、投資の適正範囲、借入事務手続の簡素化、系統資金の需給状況とその活用、固定化負債の実態とその対策など各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、下田委員より日本共産党を代表して、農林漁業金融公庫法改正案に反対する旨の討論があり、順次採決の結果、三法律案はそれぞれ多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、各党派共同提案に係る、農林水産施策の推進に必要な補助及び融資については、それぞれの特質に応じて適切にその役割を分担・補完し、十分効果が発揮されるよう措置することなど八項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告いたします。

#### 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

#### 要旨

本法律案は、農林漁業経営の育成強化及び農林漁業の構造改善を促進しつつ、資金の効率的利用を図るため、農林漁業金融公庫の貸付金に係る資金種類の整理統合、貸付条件の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、総合施設資金の貸付対象の拡大等

自立経営農家を目指して着実かつ段階的な規模拡大を行おうとする若い農業者等を貸付対象に加え、この結果、貸付対象が重複することとなる果樹園経営改善資金及び酪農・肉用牛経営改善資金を整理統合する。

#### 二、林業経営改善資金の貸付対象の拡大

林業経営について特用林産物の導入等による複合化を図るために必要な施設資金を貸付対象に加える。

#### 三、新規用途事業資金の充実

国産農林畜水産物の加工需要の拡大を推進する観点から、新規加工用途の開発及び加工原材料用の新品种の導入等を推進するための新規用途事業資金の充実を図る。

#### 四、卸売市場近代化資金の貸付対象の拡大

仲卸業者資金の貸付対象に中央卸売市場以外の卸売市場の仲卸業者を加える。

#### 五、三分五厘資金の見直し

農地等取得、構造改善推進及び林地取得の三分五厘資金を維持しつつ、構造政策の方向に即して重点化を図り、一部五分資金とする。

#### 六、法定上限金利の統一改定

財投金利等と連動して金利改定が行われてきた漁船、塩業、卸売市場近代化等の資金の法定上限金利を八分五厘に改定する。

#### 委員長報告

一八一ページ参照

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

#### 要旨

本法律案は、最近における農業者、漁業者等の資金需要の大型化に即応して、これらの者に対する長期低利の施設資金等の融通を円滑にするため、農業近代化資金及び漁業近代化資金の貸付けの最高限度額を、それぞれ現行の二倍に引き上げることと内容としている。

#### 委員長報告

一八一ページ参照

農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

#### 要旨

本法律案は、最近の農業事情及び農家の保険需要の変化等に対応した農業災害補償制度の改善・合理化を図るため、農業共済組合等が危険段階別に共済掛金率を定めることができることとする方式の導入、農作物共済の共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化、家畜共済の共済目的の追加、果樹共済のてん補内容の充実等の措置を講じようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び承認を求めるの件につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農業災害補償法改正案は、最近の農業事情及び農家の保険需要の変化等に対応し、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農業共済組合等が危険段階別に共済掛金率を定めることができることとする方式の導入、農作物共済の共済掛金に係る国庫負担方式の合理化、家畜共済

の共済目的の追加、果樹共済のてん補内容の充実等農業災害補償制度の改善・合理化の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の出席を求めてその意見を聴取するとともに、農業災害補償制度の意義と位置づけ、本制度に対する国庫負担の性格とそのあり方、農作物共済の共済掛金国庫負担率の引き下げの理由とその影響、各種共済事業の運営の適正化、共済団体の事業基盤の強化、政令改正による農作物共済の当然加入基準の引き上げの理由とその影響など各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、村沢理事より日本社会党を代表して、また下田委員より日本共産党を代表して、それぞれ本法律案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各党派共同提案に係る、共済掛金及び事務費に係る国庫負担については、農業災害の特殊性と農家負担の現状を考慮し、必要額を確保しつつ、農業

災害補償制度の健全かつ円滑な運営を期するため、適切に措置することなど九項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

次に長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局設置承認の件は、国有林野事業の改善を図るため、長野営林局と名古屋営林局とを統合し、長野営林局の管轄区域を変更するとともに、名古屋市に名古屋営林支局を設置しようとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、長野営林局と名古屋営林支局との業務分担のあり方、営林局の統廃合が国有林野事業改善に与える影響、森林・林業の活性化事業に対する財政措置、営林署統廃合についての今後の手順及びその選定基準等であります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、下田委員より日本共産党を代表して本件に反対する旨の討論があり、採決の結果、本件は多数をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五  
二号）

要旨

本法律案は、最近における果樹農業をめぐる諸情勢の変化に対処して、果樹農業の健全な発展を図るため、現行制度を整備強化しようとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

一、果樹農業振興基本方針及び果樹農業振興計画の内容の整備

果実の需要動向を踏まえて果樹農業を適切な方向へ誘導するため、農林水産大臣の定める「果樹農業振興基本方針」について「果樹農業の振興に関する基本的な事項」を記載事項に加えるとともに、現行の「植栽の目標」を「栽培面積の目標」に改めることとしている。

都道府県知事の定める「果樹農業振興計画」についても、果樹農業振興基本方針に準じた改正を行うこととしている。

二、果樹園経営計画制度に関する改正

果樹園経営計画の作成主体を農業者集団から個別農業

者に改めるとともに、同計画の認定請求期限を撤廃し、農林漁業金融公庫資金（総合施設資金）の貸付けが受けられるように措置することとしている。

三、果実の生産及び出荷の安定に関する措置の新設

農林水産大臣は、需給が著しく均衡を失している特定果実について、その安定的な生産及び出荷の目標、当該目標を達成するために必要な措置等を定めた特定果実生産出荷安定指針を定めることとしている。

また、農林水産大臣は、果実の生産及び出荷の安定に関する業務を全国的に行う民法法人を一を限つて指定することができることとする（指定法人）とともに、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、業務実施規程及び事業計画等の承認等農林水産大臣が所要の監督を行うこととしている。

更に、農林水産大臣又は都道府県知事は、指定法人及び都道府県法人が行う特定果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する業務の円滑な実施に協力するよう特定果実の生産者等に対し必要な勧告を行うことができることとしている。

四、その他

国及び都道府県は、指定法人及び都道府県法人の業務の円滑な実施のために必要な指導、援助等を行うように努めるものとする等所要の規定の整備を行うこととしている。

#### 修正要旨

本修正は、改正案によつて特定果実等に関する生産及び出荷の安定措置が講じられている場合に、外国産果実等の輸入によつて、その措置が効果を発揮できない事態に対処するための外国産の果実等に関する措置を講ずることとするものである。

#### 委員長報告

一九〇ページ参照

農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）

#### 要旨

本法律案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等

の適正化を行うとともに、経営移讓年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、国民年金制度の改革等に対応して農業者年金の被保険者の資格について所要の規定の整備を行うものとして、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、年金額の改定

経営移讓年金の額を厚生年金の給付水準の適正化に即して昭和六十一年度以降二十年かけて段階的に改定するとともに、経営移讓の相手方に応じて年金額に一定の差を設けることとする。

#### 二、農業者年金の被保険者資格の改正

六十歳から六十五歳までの者のうち農業者年金の受給資格期間が不足する者については、受給資格期間を満たすまでの間任意加入できることとするほか、国民年金制度の改革等を踏まえて、被保険者資格について所要の規定の整備を行うこととする。

#### 三、農業者老齢年金の支給要件の緩和

経営移讓年金の受給権者以外の者についての農業者老齢年金の支給要件を緩和し、六十歳に達した日の前日まで農業を継続して行っていた者には農業者老齢年金を支

給することとする。

#### 四、死亡一時金の支給要件等の改正

既に経営移讓年金の支給を受けていた者が死亡した場合において、支給を受けた経営移讓年金の総額が保険料納付済期間の区分に応じて定められる一定の額未満である時は、その差額を死亡一時金として遺族に支給することとする。

また、脱退一時金及び死亡一時金の額について、昭和六十二年一月以降四パーセントの引上げを行うものとする。

#### 五、国庫補助の改定

経営移讓年金の給付に要する費用の額の三分の一に相当する額の国庫負担に加え、当分の間、当該費用の額の六分の一に相当する額を補助することとし、現行の拠出時補助は廃止することとする。

#### 六、保険料の改定

財政再計算の結果等を踏まえて、保険料を昭和六十二年一月分から一月八千円とし、以後昭和六十六年まで毎年八百円ずつ段階的に引き上げることとする。

#### 七、その他

農業協同組合等の常勤の役員に選挙又は選任された者についての受給資格期間通算措置、厚生年金の適用事業所の範囲の拡大に伴い農業者年金の被保険者の資格を喪失した者に係る措置等を講ずることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

まず、農業者年金基金法改正案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、経営移讓年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、国民年金制度の改革等に対応して、農業者年金の被保険者の資格について所要の規定の整備を行うこと等を内容とするものであります。

委員会におきましては、農業団体の代表、学識経験者など四名の参考人を招いて、その意見を聴取するとともに、農業者の老後保障の充実と構造政策推進との関係、厚生年金並みとされている経営移讓年金額の算定方法、特定譲受者以外の者へ経営移讓した経営主に対する経営移讓年金支

給額に格差を設けたことの意味、農業所得の動向と保険料との関係、今後の年金加入者数の見通しと加入促進措置の進め方、国庫補助のあり方の変更が年金財政に与える影響、本制度と諸外国における農民年金制度との対比、遺族年金制度が具体化しないこと理由、業務受委託の法的根拠と業務体制整備のあり方等、各般にわたる質疑が行われました。

質疑を終わりましたところ、稲村委員より、日本社会党を代表して特定譲受者以外の者に経営移譲した場合に設けられる経営移譲年金支給額の格差の撤廃、農業者老齢年金の給付水準の引上げ、農業者寡婦年金の創設等 내용을とする修正案が提出され、国会法第五七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴しましたところ、反対する旨の発言がありました。

続いて、討論に入り、山田委員より、日本社会党を代表して、原案に反対、修正案に賛成、また、下田委員より、日本共産党を代表して原案及び修正案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は、賛成多数をもって、原案通り可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し、各党派共同提案による七項目からなる附帯決議を全会一致で行いました。

次に、農林漁業団体共済年金改定法等修正案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、他の共済組合制度に準じて既裁定年金の額の改定措置を講ずるほか、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、本共済年金制度の概念とそのあり方、年金財政の将来見通し、国の財政再建期間中の給付費補助減額分の扱い、年金額の改定内容と給付水準のあり方等であります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、下田委員より、日本共産党を代表して、本法律案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案通り可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告致します。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案  
(閣法第七二号)

### 要旨

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、恩給制度、国家公務員等共済組合制度その他の共済組合制度の改正に準じて、既裁定年金の額の引上げ等による給付水準の引上げ等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、既裁定年金の額の引上げ

昭和五十九年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十九年度の国家公務員給与の上昇率、平均三・三七パーセントを基準として、昭和六十年四月分から引き上げる。

#### 二、最低保障額の引上げ

退職年金等について、その最低保障額を昭和六十年四月分から引き上げ、遺族年金については同年八月分から更に引き上げる。

#### 三、標準給与の下限及び上限の引上げ

掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限を七万七千円から八万円に、上限を四十五万円から四十六万円にそれぞれ引き上げる。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、これに伴い必要となる規定の整備を行うための修正が行われている。

### 委員長報告

一八七ページ参照

山村振興法の一部を改正する法律案(衆第一一号)

### 要旨

本法律案は、山村振興法の実施状況にかんがみ、振興の緊要度が高い振興山村の山村振興計画に基づく事業であつて当該振興山村の振興のために特に重要と認められるものについて、その円滑な実施が促進されるよう配慮することとするとともに、本法の有効期限を昭和七十年三月三十一日まで十年間延長することを主な内容としている。

## 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、山村振興法改正案は、山村振興法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和七十年三月三十一日まで延長するとともに、第十条に一項を加え、振興の緊要度が高い振興山村の山村振興計画に基づく重要な事業の円滑な実施が促進されるよう配慮しようとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、山村の果たすべき公益的役割、山村振興計画の進捗状況と今後の対応の仕方、第十条に新たに一項を加えた理由、振興山村における医療、水道及び道路の整備状況、山村における冬期間の除雪対策等であります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、果樹農業振興特別措置法改正案は、最近における果樹農業をめぐる諸情勢の変化に対処して、果樹農業の健全な発展を図るため、果樹農業振興基本方針、果樹園経営計画の内容の改善等を行うとともに、果実の生産及び出荷

の安定を図るための措置を講ずること等を主な内容としております。

委員会におきましては、農業団体の代表、学識経験者など五名の参考人を招いてその意見を聴取するとともに、市場開放圧力への対応、農産物貿易に関する基本政策、果実需給の動向、対象果樹の種類拡大、特定果実の指定方針、果樹園経営計画制度及び果実の生産出荷安定措置の運用方針、果実等の需要増進対策の推進等各般にわたる質疑が行われました。

質疑を終わり、村沢理事より、各会派共同提案による修正案が提出されました。その内容は、特定果実等に関する生産及び出荷の安定措置が講じられている場合においても、なお外国産果実等の輸入によって、その措置が効果を発揮できない事態に対処するため、外国産果実等に関する措置を講ずること等であります。

続いて、討論に入りましたところ、別に発言もなく、順次採決の結果、修正案及びこの修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めめるの件（閣承認第四号）

#### 要旨

本件は、農林水産省設置法附則第八項を踏まえ、国有林野事業の改善を図るため、長野営林局と名古屋営林局とを統合し、長野営林局の管轄区域を変更するとともに、名古屋市に名古屋営林支局を設置することを内容としている。

#### 委員長報告

一八三ページ参照